

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
平成 29 年 8 月 17 日 答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700100号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700064号

## 第1 結論

- 1 請求期間のうち、請求者のA社における平成19年1月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成19年1月から同年8月までは17万円を18万円とする。  
平成19年1月から同年8月までの上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。  
事業主は、請求者に係る平成19年1月から同年8月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。
- 2 請求期間のうち、請求者のA社における平成27年3月1日から同年11月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成27年3月から同年10月までは17万円を26万円とする。  
平成27年3月1日から同年11月1日までの期間について、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。
- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等  
氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和56年生  
住所 :
- 2 請求内容の要旨  
請求期間 : 平成17年4月21日から平成27年11月1日まで  
厚生年金保険の記録では、A社における請求期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額よりも低く記録されているので、将来の年金額に反映されるよう標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成19年1月1日から同年9月1日までの期間について、当該期間は、年金事務所が訂正請求書を受け付けた日(平成29年4月3日。以下「訂正請求受付日」という。)において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅している期間であり、厚生年金特例法が適用される期間(以下「厚生年金特例法適用期間」という。)である。  
また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方を請求期間の標準報酬月額として認定することとなること、金融機関から提出された請求者に係る普通預金元帳、複数の元同僚から提出された各人の給与明細書及び請求者から提出された平成19年1月1日から同年9月1日までの期間以外の給与明細書により、請求者が、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額(17万円)

を超える報酬月額を支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の平成 19 年 1 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の普通預金元帳等により推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成 19 年 1 月から同年 8 月までは 18 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主の回答を得られないが、日本年金機構が保管する請求者の平成 19 年 1 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（以下「算定基礎届」という。）に記載されている報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額（17 万円）と同額であることから、事業主から社会保険事務所（当時）に当該届が提出され、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成 27 年 3 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間について、当該期間は、訂正請求受付日において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であり、厚生年金保険法が適用される期間であることから、請求者の当該期間に係る標準報酬月額は、報酬月額に見合う標準報酬月額を認定することになるところ、請求者から提出された給与明細書により、請求者の当該期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の算定の基礎となる報酬月額に基づく標準報酬月額（26 万円）は、オンライン記録の標準報酬月額（17 万円）より高い額であることが確認できる。

また、日本年金機構 B 事務センターは、請求者の平成 27 年 3 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の算定の基礎となる報酬月額に基づく標準報酬月額について、「26 万円」と回答している。

したがって、請求者の平成 27 年 3 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書により確認できる報酬月額及び日本年金機構 B 事務センターの回答から、26 万円とすることが妥当である。

- 3 請求期間のうち、平成 17 年 4 月 21 日から平成 19 年 1 月 1 日までの期間について、当該期間は、厚生年金特例法適用期間であり、同法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方を請求期間の標準報酬月額として認定することとなる。

しかしながら、A 社は破産手続廃止の決定確定がされている上、同社の平成 17 年 4 月 21 日から平成 19 年 1 月 1 日までの期間当時の事業主、役員及び給与計算を担当していた税理士事務所の担当者並びに当該期間当時の請求者の住所地である C 市及び給与振込先の金融機関及び破産管財人に照会を行ったものの、当該事業主からは回答がなく、それ以外は、請求者の当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認できる資料について、「保管していない。」旨回答又は陳述していることから、請求者の当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について事業所等から確認又は推認することができない。

このほか、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が平成 17 年 4 月 21 日から平成 19 年 1 月 1 日までの期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 4 請求期間のうち、平成 19 年 9 月 1 日から平成 21 年 9 月 1 日までの期間及び平成 22 年 7 月 1 日から平成 27 年 3 月 1 日までの期間について、当該期間は、厚生年金特例法適用期間であり、同法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給

付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額の見合う標準報酬月額のうちいずれか低い方を請求期間の標準報酬月額として認定することとなる。

しかしながら、請求者から提出された給与明細書、預金通帳及び給与所得の源泉徴収票並びにC市から提出された請求者に係る市民税・県民税（回答）及び複数の元同僚から提出された各人の給与明細書により確認又は推認できる請求者に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（15万円、16万円又は17万円）は、オンライン記録の標準報酬月額（17万円）と同額又は低い額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、同法による記録の訂正は認められない。

- 5 請求期間のうち、平成21年9月1日から平成22年7月1日までの期間について、当該期間は、訂正請求受付日において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅している期間である。一方、オンライン記録によると、事業主が請求者に係る育児休業等（平成21年9月2日から平成22年7月6日まで）取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が当該取得の申出を行ったときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、保険料の徴収権そのものが存在しないことから、当該期間は、厚生年金保険法第75条の規定には該当せず、被保険者が負担すべき保険料もないため、厚生年金特例法が適用されない期間である。

したがって、平成21年9月1日から平成22年7月1日までの期間に係る標準報酬月額は、当該期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の算定の基礎となる期間（平成21年4月、同年5月及び同年6月、以下「算定対象期間」という。）の報酬月額を直接的に確認又は推認できる関連資料により明らかとなる標準報酬月額を認定することとなる。

しかしながら、前述の普通預金元帳により確認できる算定対象期間の各月に係る請求者の給与振込記録が、日本年金機構保管のA社が提出した算定基礎届により確認できる当該各月の請求者の報酬月額より高い額であり、同社における複数の元同僚から提出された給与明細書により確認できる算定対象期間の各月に係る当該元同僚の報酬月額が、同社が提出した算定基礎届により確認できる当該各月の当該元同僚の報酬月額より高い額であることから、算定対象期間に係る請求者の報酬月額も、同社が提出した算定基礎届により確認できる当該各月の請求者の報酬月額より高い額であったことがうかがえるものの、普通預金元帳では、算定対象期間における請求者の各月の報酬月額を確認することができない。

また、前述のとおり、A社の算定対象期間当時の事業主等に照会を行ったが、請求者の算定対象期間に係る報酬月額について直接的に確認又は推認できる関連資料を得ることができなかった。

このほか、請求者が主張する標準報酬月額に基づく報酬月額について、直接的に確認又は推認できる関連資料は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が算定対象期間において、その主張する標準報酬月額に基づく報酬月額の支給を受けていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700065号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700066号

## 第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社における労働者年金保険(昭和19年10月1日以降は厚生年金保険)被保険者資格の取得年月日を昭和19年4月7日、喪失年月日を昭和20年8月21日とし、昭和19年4月から昭和20年7月までの標準報酬月額を40円とすることが必要である。

昭和19年4月7日から昭和20年8月21日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(子)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和4年生

### 3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和19年4月7日から昭和20年8月21日まで

私の父のA社に係る年金記録が新たに見付かったものの、当該記録は被保険者資格の喪失年月日が不明であったことから、日本年金機構の基準に基づき、昭和19年5月1日を資格喪失年月日として設定することになる旨、年金事務所から連絡があった。

しかし、父の遺品の覚書帳には、A社を昭和20年8月20日に退職と記されているので、同日に退職したものとして記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)及び厚生年金保険被保険者台帳(以下「旧台帳」という。)には、訂正請求記録の対象者が、昭和19年4月7日にA社における労働者年金保険被保険者の資格を取得したことが記録されているものの、資格喪失年月日が記録されておらず、当該資格取得に係る記録は、訂正請求記録の対象者の基礎年金番号に統合されていない。

また、A社に係る被保険者名簿において、訂正請求記録の対象者の被保険者台帳記号番号と連番かつ訂正請求記録の対象者と同じ日に被保険者資格を取得している同僚(以下「同日資格取得者」という。)680人の厚生年金保険の記録を確認したところ、そのうち89人について、A社に係る被保険者名簿、旧台帳及びオンライン記録のいずれにおいても、資格喪失年月日を確認できないことから、保険出張所(当時)において適切な記録管理が行われていなかったことが認められる。

一方、前述の同日資格取得者680人のうち、連絡先が判明した119人に照会し、74人から回答が得られたところ、そのうち一人が、「訂正請求記録の対象者と私は、同じ昭和19年4月にA社に入社し、養成工として勤務した。訂正請求記録の対象者とは、会社のB寮が空襲で焼失するまで同室だった。」旨陳述し、ほかの二人が、「B寮は、昭和20年\*月\*日の空襲で焼失した。」旨回答又は陳述している上、C市のホームページにおいて、昭和20年\*月\*日未明の

空襲によりC市のD地域が壊滅した旨記されていることから、訂正請求記録の対象者が、同日までA社のB寮に居住し、A社に勤務していたことが推認できる。

また、前述の同日資格取得者680人のうち、A社に係る被保険者名簿において、被保険者資格を昭和20年8月15日より前に喪失していることが確認できる者は30のみであり、当該30人のうちA社を退職した理由について回答が得られた3人は、「志願し、海軍に入隊した。」「海軍に入隊し、EのF学校に入校した。」「空襲で火傷をし、被災証明書をもらい退職した。」旨それぞれ回答又は陳述しているところ、前述の回答が得られた74人のうち4人が、「終戦までは、病気や軍に志願するなど、よほどの理由がない限り会社を辞めることは許されなかった。」旨陳述していることを踏まえると、請求期間における軍歴及び病歴が見当たらない訂正請求記録の対象者が、終戦までの期間において、A社を退職したとは考え難い。

さらに、請求者から提出された訂正請求記録の対象者の覚書帳には、「昭和19年4月1日、A社、養成工1学年入」及び「昭和20年8月20日、A社退職」の旨が記されているところ、当該記述の後に記されている職歴は、オンライン記録における訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険の被保険者記録と一致している上、請求期間中の出来事として当該覚書帳に記されている「昭和20年\*月\*日C空襲で火野原と成る」が、C市のホームページに掲載されている同市に係る空襲の日と一致しており、当該覚書帳の記載内容の信憑性の高さが認められることから、訂正請求記録の対象者が、請求期間において、A社に勤務していたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主が訂正請求記録の対象者について、昭和19年4月7日を労働者年金保険の資格取得年月日とする旨の届出を保険出張所に対して行ったことが認められ、かつ、訂正請求記録の対象者のA社における資格喪失年月日を昭和20年8月21日とすることが妥当である。

なお、昭和19年4月から昭和20年7月までの標準報酬月額については、前述の被保険者名簿及び旧台帳における訂正請求記録の対象者の記録から、40円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700101号

厚生局事案番号 : 近畿(国)第1700026号

## 第1 結論

平成10年9月から平成12年11月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和33年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成10年9月から平成12年11月まで

私は、国民年金に加入し、請求期間前まで国民年金保険料を納付していたが、請求期間当時は収入が少なかったため、平成10年9月頃に、A県B市C区役所の窓口において国民年金保険料の免除申請を行い、その翌年度以降は、毎年、年度末か年度初めに、免除申請の勧奨はがきを送付されてきたので、当該はがきを返送することにより、免除申請を行ったと思う。

国の記録では、請求期間の国民年金保険料が未納とされているが、請求期間について、免除申請を行い、当該免除申請が承認されていたと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間の国民年金保険料について、「平成10年9月頃にB市C区役所において免除申請を行い、その翌年度以降は、毎年、年度末又は年度初めに郵送により免除申請を行った。」旨陳述している。

しかしながら、B市は、請求期間当時の国民年金保険料の免除関係書類について、「保存期限が経過したため、廃棄している。」旨回答しており、請求期間当時の国民年金保険料免除申請書(以下「免除申請書」という。)の受付状況を確認することができない。

また、B市が請求期間当時に免除申請書を受理した場合、同市は、免除申請を行った国民年金被保険者及び当該被保険者の属する世帯の世帯員の所得額等を確認した上で、当該被保険者の免除申請についての意見等を付して免除申請書を管轄社会保険事務所(当時)に進達し、同事務所は、当該所得額等によりその承認の可否を認定し当該被保険者に通知する取扱いになっていたが、日本年金機構D事務センターは、「請求期間当時の免除申請書は廃棄済みである。」旨回答しており、同センターの担当者は、「免除申請書の承認結果一覧表も保管していない。」旨陳述していることから、請求期間当時の免除申請に係る承認状況も確認することができない。

さらに、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料免除承認通知書(以下「承認通知書」という。)について、「承認通知書を保管しておらず、承認通知書が届いたかどうかも記憶していない。」旨陳述していることから、請求者が請求期間の国民年金保険料の免除申請を行い、請求期間の国民年金保険料が免除されていたか否かをうかがい知ることができない。

加えて、仮に、請求期間当時に、免除申請が年度当初に行われ当該申請が承認された場合には、免除申請を行った被保険者世帯の国民年金保険料負担能力に応じ当該年度の末月までの国民年金保険料が免除されることになるが、請求者のオンライン記録によると、平成 12 年度において、平成 13 年 1 月 12 日に国民年金保険料の免除申請が行われ、請求期間直後の平成 12 年 12 月から平成 13 年 3 月までの期間に係る国民年金保険料の申請免除が承認されていることから判断すると、当該免除申請が行われるまで、当該期間を含む平成 12 年度の国民年金保険料が未納であったことがうかがえる。

また、請求期間の全ての国民年金保険料が免除されるためには、3 回の免除申請並びに当該免除申請に伴う事務処理が B 市及び管轄社会保険事務所において必要となるが、これらの記録が 3 回とも記録されなかったとは考え難い。

さらに、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。



厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700104号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700065号

## 第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和48年8月1日から同年9月1日まで  
② 昭和49年1月26日から同年2月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社における被保険者期間が4か月となっているが、同社の給与明細書では5か月分の厚生年金保険料が控除されており、会社又は社会保険事務所(当時)の事務ミスがあったことが明らかであるので、同社における厚生年金保険の被保険者期間を訂正すべきである。

## 第3 判断の理由

請求者から提出されたA社の昭和48年9月分から昭和49年1月分までの給与明細書によると、いずれの明細書においても、請求者が厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険法第9条において、厚生年金保険の被保険者は、「適用事業所に使用される者」と規定されているところ、A社は、「保存資料がなく、請求者の請求期間①及び②における勤務状況は不明である。」旨回答している。

また、請求期間①について、前述の給与明細書のうち、昭和48年9月分給与明細書には給与計算期間の記載がないものの、昭和48年10月分から昭和49年1月分までの給与明細書に記載された給与計算期間が前月26日から当月25日であることから、昭和48年9月分給与明細書における給与計算期間は、昭和48年8月26日から同年9月25日までの期間と考えられ、当該明細書から、請求期間①のうち、同年8月25日以前の期間において請求者がA社に勤務していたことはうかがえない。

さらに、前述の昭和48年9月分給与明細書の給与総額は、当該明細書に記載された、本給及び手当の合計額に25分の19を乗じて減額する旨の計算式により求められる額とほぼ符合するところ、当該明細書には営業日数の記載がないものの、A社の1か月当たりの勤務日数に関する請求者の回答並びに昭和48年10月分及び同年12月分の給与明細書における営業日数は、いずれも25日であり、昭和48年9月分給与明細書における出勤日数及び休暇日数の合計は19日であることを踏まえると、当該明細書における給与総額は、営業日数25日に対し、請求者が同社に在籍していた勤務日数及び休暇日数の合計(以下「支給対象日数」という。)である19日分の支給とする日割計算によって算定したものと推認され、また、当該営業日数と支給対象日数の差である6日は、当該明細書における給与計算期間の始期であると考えられる昭和48年8月26日から同年8月31日までの日数(6日)と一致することから、請求者の同社におけ

る勤務開始日は昭和 48 年 9 月 1 日以後であると考えられ、当該明細書から、請求者が請求期間①において同社に在籍していたことはうかがえない。

加えて、請求期間②について、前述の昭和 49 年 1 月分給与明細書に記載されている給与計算期間は、「12 月 26 日～1 月 25 日」であることから、当該明細書から、請求者が請求期間②において A 社に勤務していたことはうかがえない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている請求者の資格取得年月日及び資格喪失年月日について、訂正された等の不自然な事跡は見当たらず、オンライン記録と一致している上、雇用保険の記録における同社に係る請求者の被保険者資格取得年月日及び離職年月日は、オンライン記録と符合している。

このほか、請求者の請求期間①及び②に係る勤務実態について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。